ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら循環器内科又は心臓血管外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。

②　循環器専門医又は心臓血管外科専門医であること。

③　当該療養について五年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　循環器内科又は心臓血管外科及び麻酔科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③　輸血部門が設置され、常勤の医師が配置されていること。

④　専任の細胞培養を担当する者が配置され、院内で細胞培養を実施していること。

⑤　病床を二百床以上有していること。

⑥　当直体制が整備されていること。

⑦　緊急手術体制が整備されていること。

⑧　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑨　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑩　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑪　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑫　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑬　届出月から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

四十六　内視鏡的胎盤吻合血管レーザー焼灼術

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

双胎間輸血症候群に罹患した一絨毛膜性双胎妊娠（妊娠十六週以上二十六週以下のものに限る。）

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら小児外科又は産科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　小児外科専門医又は産婦人科専門医であること。

③　当該療養について五年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　小児科、小児外科、産科及び麻酔科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。

③　臨床工学技士が配置されていること。

④　病床を二百床以上有していること。

⑤　当直体制が整備されていること。

⑥　緊急手術体制が整備されていること。

⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑨　倫理委員会が設置されており、当該療養を実施するときは必ず事前に開催すること。

⑩　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑪　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑫　届出後当該療養を十例実施するまでの間は、症例ごとに、地方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

四十七　カラー蛍光観察システム下気管支鏡検査及び光線力学療法

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

肺がん又は気管支前がん病変

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら呼吸器内科又は呼吸器外科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　気管支鏡専門医であること。

③　当該療養について三年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師又は補助を行う医師として二十例以上の症例を実施しており、そのうち当該療養を主として実施する医師として十例以上の症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　呼吸器内科又は呼吸器外科を標榜していること。

②　実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。

③　臨床工学技士が配置されていること。

④　病床を有していること。

⑤　当直体制が整備されていること。

⑥　緊急手術体制が整備されていること。

⑦　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑧　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑨　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑩　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑪　当該療養について三十例以上の症例を実施していること。

四十八　先天性銅代謝異常症の遺伝子診断

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

ウィルソン病、メンケス病又はオクシピタルホーン症候群

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら神経内科又は小児科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　神経内科専門医、小児科専門医又は臨床遺伝専門医であること。

③　当該療養について一年以上の経験を有すること。

④　当該療養について、当該療養を主として実施する医師として症例を実施していること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　神経内科又は小児科を標榜していること。

②　臨床検査技師が配置されていること。

③　医療機器保守管理体制が整備されていること。

④　倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。